

保護者様

安中市立安中小学校
校長 山中 俊美

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんの具合はいかがでしょう。今回診断された病気は学校感染症の一つに含まれています。下記の表でもわかるように、学校保健安全法により学校に登校できるまでの期間が定められています。よって、主治医からの登校許可が出るまで学校はお休みしてください。

なお、この期間は、出席停止の扱いとなり欠席扱いにはなりませんので、安心してお休みください。病気が治って登校する場合は、別紙に医師の証明書をいただいて学校に提出してください。

記

【感染症と出席停止の期間の基準】

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	病気が治るまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目とする)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹がなくなるまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*注意

第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。

また、群馬県ではその他の感染症に指定された病気はありません。

担当：養護教諭(吉川紀子)
電話：027-381-0215

(別紙)

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、出席可能になりましたら下記証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださいますようお願いいたします。

----- き ----- り ----- と ----- り ----- せ ----- ん -----

証明書

安中小学校長様

年 組 氏名

病名 ()

上記のものは、 月 日 より出席停止になっていましたが、
集団生活に支障がないと思われますので、 月 日より出席して
よいと考えます。

備考

令和 年 月 日

医師

印
